札 幌 市 告 示第　4208 号
札幌市交通局告示第　430 号
札幌市水道局告示第　315 号
札幌市病院局告示第　178 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項及び第167条の11第２項並びに札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第２条第３項及び第14条第２項並びに札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年規則第79号）第３条（第14条において準用する場合を含む。）、交通局にあっては札幌市交通局契約規程（平成４年交通局規程第17号）第２条第３項及び第14条第２項並びに札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年交通局規程第11号）第３条（第14条において準用する場合を含む。）、水道局にあっては札幌市水道局契約規程（平成４年水道局規程第９号）第２条第３項及び第14条第２項並びに札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年水道局規程第11号）第３条（第14条において準用する場合を含む。）、病院局にあっては札幌市病院局契約規程（平成18年病院局規程第32号）第２条第３項及び第14条第２項並びに札幌市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年病院局規程第33号）第３条（第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和９・10年度において札幌市（交通局、水道局及び病院局を含む。）が発注する工事の請負、建設関連サービス業務及び道路維持除雪業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を定めたので、下記のとおり告示する。

令和８年 11 月 11 日

札　幌　市　長　　秋　元　　克　広

札幌市交通事業管理者
交通局長　　梅　田　　岳

札幌市水道事業管理者
水道局長　　村　上　　文　章

札幌市病院事業管理者
病院局長　　西　川　　秀　司

記

1　競争入札に参加できない者

次の各号のいずれかに該当する者は参加資格の審査を申請することができない。

(1)　特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア　契約を締結する能力を有しない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第６号）第２条第

１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

エ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

キ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(2)　札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、審査基準日において３年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年４月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　上記アからカの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)　直前１期の決算（事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前２期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者

(4)　不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、２年を経過しない者

(5)　市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

2　参加資格審査申請に必要な資格要件

(1)　「工事」を申請する者

ア　申請工種において、別表１に掲げる工種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。なお、資格の登録有効期間を通じて支店長等の代理人に契約締結権限等を委任する場合は、委任先の支店等営業所について別表１に掲げる申請工種に対応する建設業を営業する旨の建設業許可申請を行っていること。

イ　申請工種において、建設業法第27条の23第１項の規定に基づく経営事項審査を受けていること。なお、経営事項審査については、総合評定値（Ｐ点）を請求し、その通知を受けていること。

ウ　「建設関連サービス業」のうち、建築設計・監理業、土木設計・監理業、橋梁設計・監理業、設備設計・監理業のいずれかに申請又は登録をしていないこと。

エ　雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となっていることについて関係機関に届出を行っている者であること（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）。

(2)　「建設関連サービス」を申請する者

ア　測量業に申請するものにおいては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定されている測量業者の登録をしていること。

イ　建築設計・監理業に申請するものにおいては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定されている建築士事務所の登録をしていること。

ウ　建築設計・監理業、土木設計・監理業、橋梁設計・監理業、設備設計・監理業のいずれかに申請するものにおいては、「工事」に申請又は登録をしていないこと。

(3)　「道路維持除雪」を申請する者

ア　「土木工事業」、「とび・土工工事業」、「舗装工事業」又は「造園工事業」のいずれかの建設業許可を受けていること。

イ　雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となっていることについて関係機関に届出を行っている者であること（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）。

3　申請できる工種及び業種

(1)　工事

別表１のとおり。

(2)　建設関連サービス

測量業、地質調査業、建築設計・監理業、土木設計・監理業、橋梁設計・監理業、設備設計・監理業、建設関連調査サービス業

(3)　道路維持除雪

道路維持除雪業

4　参加資格の審査

参加資格は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年９月18日財政局理事決裁）第７条に規定する経営規模等審査基準に基づき審査し、等級区分のある工種及び業種における競争入札参加者の等級格付に当たっては、それぞれ算出する点数の総合点により定めるものとする。

なお、経営規模等審査基準に基づく審査数値は公表することがある。

5　参加資格の審査基準日

令和８年12月１日

6　申請方法等

(1)　申請方法

インターネットを利用して札幌市入札参加資格申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、申請書を送信するとともに、下記(5)に掲げる書類を提出する方法による。

(2)　受付期間

令和８年12月１日（火）から令和８年12月28日（月）まで

（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

下記(5)に掲げる書類については、申請書の送信後、５開庁日以内に提出すること。

(3)　受付時間

午前９時00分から午後５時00分まで

(4)　札幌市入札参加資格申請システムのＵＲＬ

https://sg5.city.sapporo.jp/SINSEI/

(5)　提出書類

下記アの書類を提出すること。また、申請する契約案件区分により、下記イ、ウ、エの書類についても提出すること。ただし、下記オに該当する場合は提出書類の一部を省略できるものとする。

ア　共通必要書類

(ｱ)　添付書類一覧表

(ｲ)　誓約書

(ｳ)　登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）等（写し可）

(ｴ)　納税証明書（市区町村税、消費税及び地方消費税）（写し可）

(ｵ)　委任状（契約締結権限等を委任する場合のみ）

(ｶ)　使用印鑑届出書

(ｷ)　口座振替依頼書

(ｸ)　組合員名簿（組合等のみ）（写し可）

イ　「工事」を申請する者

(ｱ)　経営事項審査結果の通知書（写し）

(ｲ)　建設業許可通知書（写し）

(ｳ)　工事申請工種別・完成工事高内訳表

(ｴ)　工事元請実績に係る契約書等（土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管の工種に申請する場合であって審査基準日より過去５年間にしゅん功している当該工種の元請工事の１件当たりの最高金額が一般競争入札参加資格のガイドライン（平成15年９月18日財政局管財部長決裁）別表１の当該工種及び等級に対応する下限金額以上の場合のみ。ただし、既にＡ又はＡ１に格付けられている工種については不要）（写し）

(ｵ)　サッポロＱＭＳの登録証（サッポロＱＭＳを取得している者のみ）（写し）

(ｶ)　災害時応急活動に従事する協定書（写し）又は同協定を締結する団体が発行する加入証明書あるいは同等の事実が確認できる書類（札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者のみ）

(ｷ)　次に規定する札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の認証書（札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証を受けている場合のみ）（写し）

a　常時雇用する労働者が101人以上の場合、ステップ３先進取組企業認証の認証書

b　常時雇用する労働者が100人以下の場合、ステップ２行動計画策定企業認証又はステップ３先進取組企業認証の認証書

(ｸ)　札幌SDGｓ企業登録証明書（写）

(ｹ)　札幌保護観察所長が発行する協力雇用主活動実績証明書（札幌保護観察所に協力雇用主として登録され資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日から起算して過去２年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者のみ）

ウ　「建設関連サービス業」を申請する者

(ｱ)　財務諸表（格付けのある業種に申請する場合は省略できないものとする。）（写し可）

(ｲ)　許可、免許、登録等の証明書（測量業、建築設計・監理業に申請する場合のみ）（写し可）

エ　「道路維持除雪」を申請する者

(ｱ)　建設業許可通知書（写し）

(ｲ)　経営事項審査結果の通知書又は財務諸表（道路維持除雪のみを申請する場合のみ）（写し可）

オ　提出書類の一部を省略できる場合

(ｱ)　令和７・８年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）に登録のある者が申請する場合は、ア(ｵ)～(ｷ)については、前回提出時より変更又は更新がない場合に限り、省略できるものとする。

(ｲ)　札幌市内に本店があって契約締結権限を委任しない場合又は札幌市内の支店等に契約締結権限を委任する場合はア(ｴ)のうち、市区町村税分の提出を省略できるものとする。

(6)　書類の提出先

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所14階　財政局管財部契約管理課

(7)　中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けた組合の特例

中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けた組合（建設業に係るものについては、当該証明のほか建設業許可を受けた組合）の申請については、上記(2)の受付期間の終期を令和９年３月31日まで延長する。この延長期間の申請においては、上記(1)中「インターネットを利用して札幌市入札参加資格申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、申請書を送信する」とあるのは、「競争入札参加資格審査申請書（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）」と読み替えるものとする。

(8)　申請において使用する言語

申請に使用する言語は日本語とする。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

7　参加資格の決定通知等

参加資格の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、競争入札参加資格認定通知書により通知するとともに、令和９・10年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）に登録する。また、参加資格を有しないと決定したときは、競争入札参加資格不認定通知書により通知する。

8　参加資格の有効期間

(1)　上記６(1)の場合は、令和９年４月１日から令和11年３月31日まで（２年間）

(2)　上記６(7)の場合は、申請受付開始日から令和９年３月31日までに資格決定したものについては、令和９年４月１日から令和11年３月31日まで、令和９年４月１日以降に資格決定したものについては、資格決定の日から令和11年３月31日までとする。

9　参加資格の取消し

上記１（(3)を除く。）に該当することとなったときは、参加資格を取り消す場合がある。また、次の各号に該当することとなったときも同様とする。

(1)　競争入札の参加資格申請において虚偽の申請をした者

(2)　法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を有しないこととなった者

10　問い合わせ先

札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市財政局管財部契約管理課（電話　011-211-2152）

（別表１）

工事の申請工種及び資格要件

○　申請工種と建設業許可

申請工種に対応する建設業許可並びに経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。

申請工種	必要な建設業許可業種
土　　木	土木工事業 とび・土工工事業　} ① しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業 ※　ただし、水道施設工事業のみ又は解体工事業のみでは、土木の申請はできません。①のうち、いずれかの許可が併せて必要です。
下　水　道	土木工事業　② とび・土工工事業 解体工事業 ※　原則②の土木工事業の許可が必要です。ただし、汚水桝工事のみを希望される場合はとび・土工工事業のみでも申請できます。なお、解体工事業のみでは、下水道の申請はできません。
舗　　装	舗装工事業
造　　園	造園工事業
建　　築	建築工事業 とび・土工工事業　} ③ 大工工事業 解体工事業 ※　ただし、解体工事業のみでは、建築の申請はできません。③のうち、いずれかの許可が併せて必要です。
電　　気	電気工事業
管	管工事業 さく井工事業　} ④ 消防施設工事業 水道施設工事業 ※　ただし、水道施設工事業のみでは、管の申請はできません。④のうち、いずれかの許可が併せて必要です。
鉄骨・橋梁	鋼構造物工事業
機械設備	機械器具設置工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業
塗　　装	塗装工事業
防　　水	防水工事業
建　　具	建具工事業 内装仕上工事業
通　　信	電気通信工事業 消防施設工事業
石	石工事業
ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事業
ガ　ラ　ス	ガラス工事業
板　　金	板金工事業
屋　　根	屋根工事業
鉄　　筋	鉄筋工事業
熱　絶　縁	熱絶縁工事業
左　　官	左官工事業

（別表 2）

＜ 資　格　要　件 ＞

○　資格が必要な申請業種と資格の内容について

申請業種に対応する必要な資格等を有していることが要件となります。

大分類	中分類 小分類	必要な資格等
建設関連サービス業	1　測　量　業	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条に規定されている**測量業者の登録**をしている者。 ※測量業者登録証明書の写し又は測量法第 55 条の 5 第 2 項の規定による通知書の写しを提出してください。
	3　建築設計・監理業	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定されている**建築士事務所の登録**をしている者。 ※建築士事務所登録証明書の写し又は建築士事務所登録申請書に登録機関が証明したものの写しを提出してください。